

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案 参照条文

○ 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和三年六月十六日法律第六十九号）（抄）

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○ 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和三年六月十六日法律第六十九号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十三条の規定は、公布の日から施行する。